

第2編 災害予防・応急対策及び復旧計画

第1章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関

する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- (4) 地域の防災力を高めていくため、一般町民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう取組を推進する。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 白老町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法

- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を図るため、各防災機関が防災上の責務の遂行に必要な技術・技能の向上と、町民の防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災訓練を計画的に実施する。

1 総合防災訓練

町及び防災関係機関は、大規模な災害を想定し、体制の確立、情報伝達及び応急対策等の総合的な訓練を地域町民などの協力を得て実施することで実践的な技能の向上を図る。なお、訓練項目についてはその都度実施要領を作成するものとする。

2 地域防災訓練

地域町民が主体となり訓練を行うことで町内会（自主防災組織）等の防災能力の向上を図る。町は、積極的に参加し、指導、助言を行う。訓練は、町内会（自主防災組織）等ごとに随時実施し、訓練の項目は、おおむね次のとおりとする。なお、訓練の細目については、その都度実施要領を作成するものとする。

- (1) 情報収集伝達訓練
- (2) 消火訓練
- (3) 避難訓練

- (4) 救出救護訓練
- (5) 図上訓練

3 その他の訓練

次のような訓練を、総合防災訓練・地域防災訓練に合わせ、又は単独で実施する。

- (1) 職員非常招集訓練
- (2) 気象警報等伝達訓練
- (3) 災害通信連絡訓練
- (4) 避難所運営訓練

4 その他の機関・団体が実施する訓練に対する支援

町、消防本部は、防災関係機関、町内会（自主防災組織）、防災上重要な施設の管理者、教育機関、その他公共的団体等が独自に企画実施する防災訓練に対して、指導・助言・講師派遣を行う等積極的に支援する。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

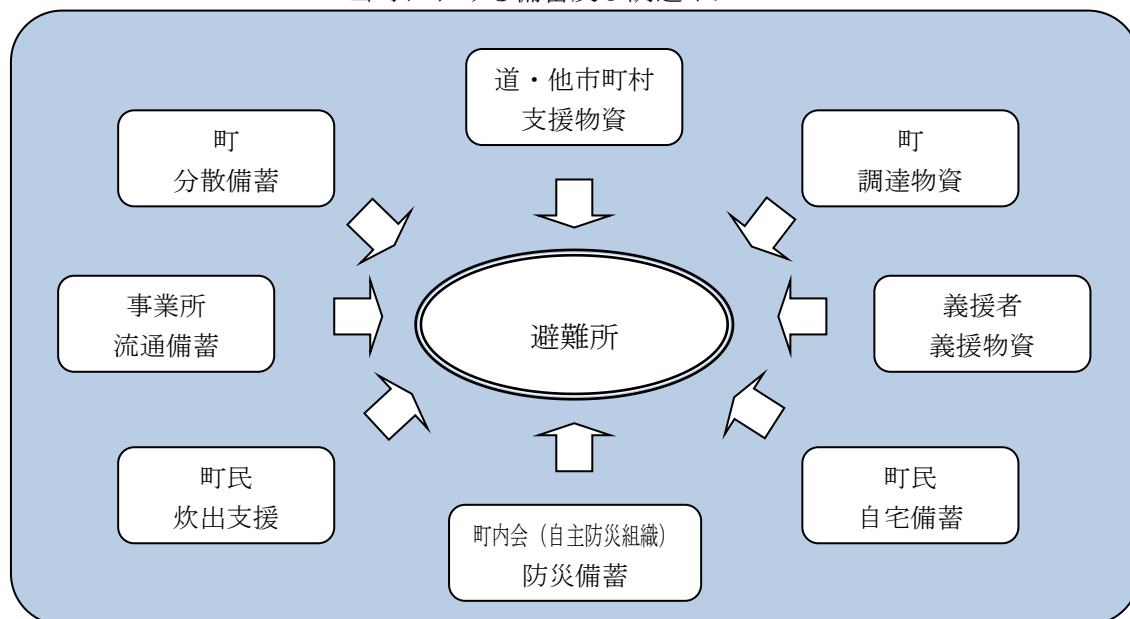
災害時において、食糧、飲料水、衛生用品、燃料、寝具及び衣料品等の生活必需品など町民の生活を守る救援物資等を迅速に確保し、応急対策活動を円滑に実施するため、町として最小の備蓄、及び民間等からの調達体制の整備に努めるとともにビニールシート、土のう等の防災資機材の整備に努めるものとする。

1 備蓄・調達計画

食糧その他の物資の確保は、次のとおりとする。

- (1) 町は、白老町災害時備蓄方針に基づき、食糧、飲料水、衛生用品、燃料及び毛布等生活必需品の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧その他の物資の確保に努める。
※備蓄方針は、資料編に掲載
- (2) 町は、あらかじめ事業所等と食糧品等物資の提供を受ける協定を締結し、災害時における食糧その他の物資の確保に努める。
※協定一覧は、資料編に掲載
- (3) 町は、町民防災講座や防災関連行事等を通じ、町民に対して最低3日分（推奨1週間分）の食糧及び飲料水、衛生用品、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

<当町における備蓄及び調達イメージ>



2 他都市との相互応援協定による調達

登別市との間の「災害時における相互応援に関する協定」、苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町との間の「災害時広域相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」において、食糧及び救助物資の提供、斡旋を定めている。

※協定一覧は、資料編に掲載。

3 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備・充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災備蓄倉庫の整備に努める。

5 給水資機材の整備

町（上下水道担当部局）は、応急給水のためのタンク車、給水袋等の整備（備蓄）に努めるものとし、復旧用資機材についても、備蓄及び早期調達等の対策を講じておくものとする。

6 北海道に対する要請

上記に定める備蓄・調達計画によってもなお不足する場合、又は被害の状況により町内での調達が出来ない場合は、知事（胆振総合振興局長）に対して斡旋又は調達の要請を行なうものとする。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に町のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう、あらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

(3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域町民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボ

ランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織育成等に関する計画

災害時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域町民及び事業所等による自主的な初動対応が被害の防止、軽減に大きな役割を果たすことから、これらの組織化を図ることが極めて重要である。

このため町は、次に定めるところにより町民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成の促進及び事業所における自主防災体制の整備・育成に努めるものとする。

※自主防災組織一覧は、資料編に掲載

1 地域町民による自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

町は、基本法第5条の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、本町においては町内会等を対象として組織化を図ることとし、指導、助言を積極的に行って、実効ある自主防災活動の推進と育成に努めるものとする。（自主防災組織結成一覧を資料編に掲載）

また、消防と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

なお、自主防災組織の普及については、しらおい防災マスター会等の協力や、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

(2) 自主防災組織の編成及び活動班

自主防災組織は、町内会など適正な規模で編成される。一般的な活動班の編成と役割は次のとおりであるが、各町内会の実情に即した活動班を編成とするものとする。

ア 庶務班（防災知識の普及啓発、防災訓練など）

イ 情報班（情報の収集、伝達）

ウ 消火班（出火防止と初期消火活動）

エ 救出救護班（負傷者の救出救護）

オ 避難誘導班（町民の避難誘導と避難行動要支援者対策）

カ 給食給水班（食糧・飲料水の配分）

(3) 自主防災組織に対する町の支援

町は、自主防災組織を育成するため次の対策を講じるものとする。

ア 組織が実施する防災訓練・研修会等に対して、消防職員又は防災担当職員を講師として派遣すること。

イ 組織の活動に寄与する情報を提供すること。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

- (イ) 消火訓練
火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。
- (ウ) 避難訓練
避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。
- (エ) 救出救護訓練
家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。
- (オ) 図上訓練
町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元町民の立場に立った図上訓練を実施する。
- ウ 防災点検の実施
家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。
- エ 防災用資機材等の整備・点検
自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。
- (2) 非常時及び災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。
このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。
 - (ア) 連絡をとる防災関係機関
 - (イ) 防災関係機関との連絡のための手段
 - (ウ) 防災関係機関の情報を地域町民に伝達する責任者及びルート。
また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。
 - イ 出火防止及び初期消火
家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。
 - ウ 救出救護活動の実施
崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。
また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。
 - エ 避難の実施
町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難が発表された場合には、町民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。
なお、避難行動要支援者に対しては、地域町民の協力のもとに避難させる。
 - オ 避難所の運営
避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域町民による自主的な運営を進める。
こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。
 - カ 給食・救援物資の配布及びその協力
被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支

給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災町民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、道と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関

わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

(1) 指定緊急避難場所の指定方針

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの （* 下記a 2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる）						
施設の構造の基準又は立地の基準 （A）・（B）いずれに該当	構造（A）	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2）							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）	
	立地（B）	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

出典：北海道地域防災計画

ア 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の

際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、津波災害に関する指定緊急避難場所については、原則として津波災害警戒区域外の施設等を指定するものとするが、避難困難地域警戒区域内の施設等を指定する場合は、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、又は、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とし、RC又はSRC構造の3階建て以上の建物で津波の進行方向の奥行きを有していることを考慮する。

イ 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域町民等の関係者と調整を図る。

ウ 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出るものとする。

エ 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

オ 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(2) 指定緊急避難場所の指定内訳

指定緊急避難場所の指定内訳は資料編に掲載。

3 避難所の確保等

(1) 指定避難所の指定方針

ア 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設をあらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

イ 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

(ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するために措置が講じられていること。

(イ) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

(ウ) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

エ 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。

(ア) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災町民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。

(イ) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に

応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

(ウ) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域町民等の関係者と調整を図る。

(エ) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(オ) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

ウ 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

エ 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、当該指定避難所の指定を取り消すものとする。

オ 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

(2) 指定避難所の指定内訳

指定避難所の指定内訳は、資料編に掲載。

4 町における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び町民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民等への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域町民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- (ア) 給水、給食措置
- (イ) 毛布、寝具等の支給
- (ウ) 衣料、日用必需品の支給
- (エ) 暖房及び発電機用燃料の確保
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難中の秩序保持
 - (イ) 町民の避難状況の把握
 - (ウ) 避難町民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (エ) 避難町民に対する各種相談業務
- キ 避難に関する広報
 - (ア) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - (イ) 緊急速報メール、SNS等による周知
 - (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - (エ) 避難誘導者による現地広報
 - (オ) 町民組織を通じた広報
- (4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の町民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

5 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - イ 経路
 - ウ 移送の方法
 - エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および市町村は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に関し配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者計画

災害時における避難行動要支援者等の安全に関する計画については、次のとおりであり、別に定める「白老町避難行動要支援者避難支援計画」（資料編に掲載）により、その支援体制の整備を図る。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町は、福祉担当部局を中心に防災担当部局及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携して、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣町民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なること

を踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

1 町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、次に定めるところによる。

1 建築物防災の現状

市街地は、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、準防火地域等が指定されている。

2 町の予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、都市計画法で準防火地域を定め、地域内の建築物を建築基準法に基づく耐火構造、準耐火構造とし、不燃化対策を講ずる。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町は、建築基準法の遵守に努めるものとする。また、がけの崩壊で危険を及ぼすおそれがある地区において、建築物の建築制限を行い宅地の安全に努めるものとする。
- (2) 町は、白老町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年3月15日条例第2号）に基づき、強風による屋根等の飛散で被害を及ぼす放置された建築物において、管理不完全な状態になることの防止及び必要な措置を講ずるものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

この計画は、災害時に消防機関がその機能を十分に発揮するため、平常時並びに非常時における消防体制、活動、及び消防力の整備等について、大綱を定めるものであり、その運用等の内容については消防本部が別途定める。

1 消防体制の整備

消防体制の整備を図り、迅速な消火、救助及び救急体制を確立する。

- (1) 火災防御対策
火災を警戒し、鎮圧するために各種消防事象に対する調査研究を行い、火災防御活動が最高度に発揮できるよう、非常召集計画、警防計画等を立て、その運用に万全を期するものとする。
- (2) 火災予防対策
予防査察を計画的に実施し火災の未然防止を推進するとともに、各種予防行事を展開し、町民の防火思想の高揚と普及啓発に努める。
- (3) 高度救急・救命体制の整備
高度な救急救命処置が行える救急救命士の育成、高規格救急車の整備及び地域医療機関との連携を図る。

2 消防力の整備

町（消防本部）は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に整備計画を作成し、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図る。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう管理する。

3 教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対して、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、教育訓練を計画的に実施する。

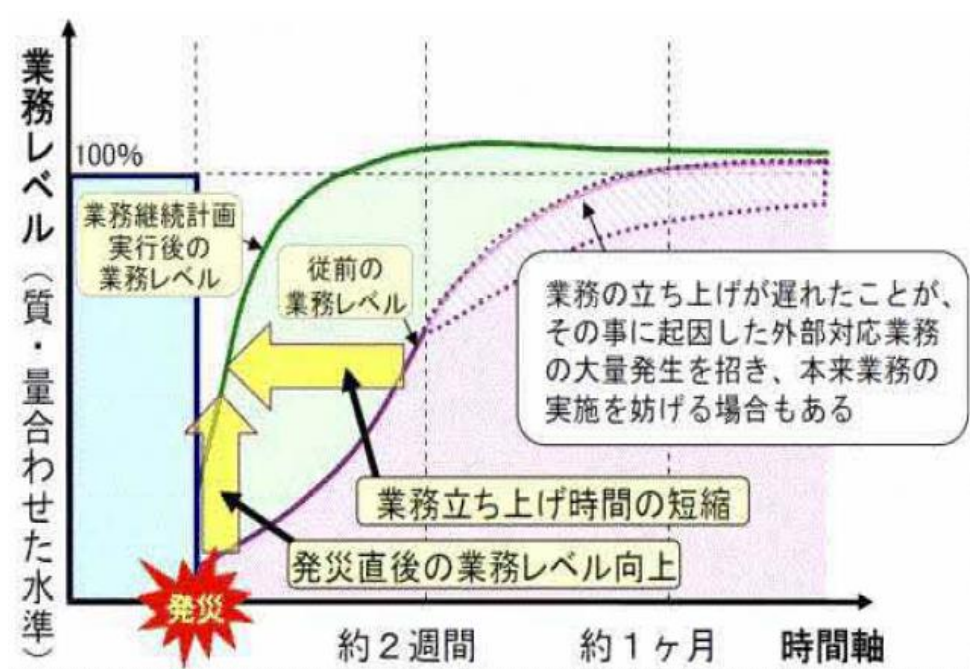
4 広域消防応援体制

町は、火災及び不測の大規模災害の鎮圧に万全を期し、併せて町民の安全を図るため、北海道内の市町村、消防事務組合及び地方行政機関その他の企業・団体と消防応援協定を結び、相互の応援体制を確立する。

第11節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

※白老町業務継続計画を資料編に掲載。



＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

（出典：北海道地域防災計画）

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2 業務継続計画（BCP）の策定

（1）町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

（2）事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報等の収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、次に定めるところによる。

1 被害等の情報の収集及び報告

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

(1) 収集すべき情報の内容と報告

災害発生後、人的、建物、公共施設、産業及び電気・ガス等の生活関連施設について、速やかに被災情報を収集するものとする。また、災害終息後、町は災害の報告をするものとする。

(2) 情報収集実施者

被害区分に応じて、下表のとおり防災関係機関が実施する。

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
人的被害	町 消防本部 苫小牧警察署 室蘭海上保安部 苫小牧市医師会	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所等における調査 救助活動及び救急活動における調査 救出・救護活動における調査 医療救護班及び医療関係における応急医状況
建物及び公共施設等の被害	町	<ul style="list-style-type: none"> 所管する建物及び施設の被害状況、及び職務に関連する民間の建物、施設及び宅地の被害状況の調査

被害区分	情報収集実施者	情報収集内容
	北海道の各部局 苫小牧警察署	・ 所管する建物及び施設の被害状況、及び法令に基づき指定された危険区域等の被害状況の調査
	指定（地方）行政機関 指定（地方）公共機関	・ 所管する住家（公宅・社宅）の被害状況の調査
産業被害	町 北海道の各部局 指定（地方）行政機関	・ 職務に関連する産業の被害状況の調査
その他	各事業者	・ 被害、応急対策及び復旧見込み等の調査

(3) 被害状況判断基準

被害状況の判断基準は、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領別表4 被害状況判断基準」によるものとする。（災害情報等報告取扱要領は、資料編に掲載）

2 災害情報等の報告

町は、災害時、道計画に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき報告するものとする。

報告先	報告基準
胆振総合振興局	・ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
北海道	・ 胆振総合振興局へ報告することができない状態が生じたとき
国	・ 胆振総合振興局及び北海道へ報告することができない状態が生じたとき ・ 「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知した場合 ・ 消防庁長官から要請があった場合の第1報後の報告

第2節 災害通信計画

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

1 通信・連絡手段

町本部、警戒本部及び連絡本部の各関係機関との通信・連絡手段は、次の系統により行う。

関係機関	通信・連絡手段
(1) 本体内等	①内線 ②電話（電報含） ③携帯電話・衛星携帯電話

関係機関	通信・連絡手段
	④FAX ⑤電子メール ⑥内部情報システム（グループセッション） ⑦白老町移動系無線 ⑧消防救急無線 ⑨車両 ⑩自転車・徒歩
(2)胆振総合振興局	①北海道総合行政情報ネットワーク ②電話（電報含） ③携帯電話・衛星携帯電話 ④FAX ⑤電子メール ⑥車両 ⑦自転車・徒歩
(3)その他の防災関係機関	①電話（電報含） ②携帯電話・衛星携帯電話 ③FAX ④電子メール ⑤車両 ⑥自転車・徒歩

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

(1) 電話による通信

一般電話回線が輻輳し、発信規制がなされた場合、町の施設については、災害時優先電話を利用し関係機関と連絡をとるものとする。

なお、災害時優先電話は、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

非常及び緊急を要する電報を発信する場合は、115番（局番なし）へ非常及び緊急の電報である旨を告げて、申し込むものとする。

※電気通信事業法（第8条）及び東日本電信電話株の契約約款に定める通信内容、通信機関等及び電報内容、電報機関等の取り扱い内容、機関は資料編に掲載。

3 情報伝達体制の整備

町防災会議構成機関は、災害予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するほか、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため、通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

また、町は災害応急対策の実施のため、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制及び災害情報の町民や被災者への情報伝達体制の整備を次のとおり図る。

(1) 緊急地震速報や津波警報等の防災情報の町民伝達のため防災行政無線（同報系）の維持・更新を図るものとする。

(2) 災害時に回線輻輳のない衛星携帯電話を配備し通信手段の確保を図るものとする。

(3) 停電時に備え、災害対策本部の設置される庁舎等の非常用電源の確保に努めるものとする。

- る。
- (4) 携帯電話からも避難場所や防災情報が入手できるよう携帯 web サイトを構築するよう努める。
 - (5) 災害時の通信を確保するため移動系無線の維持・更新を図るよう努める。
 - (6) 緊急地震速報や津波警報等を迅速に町民に伝達するため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るよう努める。

4 通信途絶時等における措置

(1) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、電話や電報による通信を行うことができない又は著しく困難である場合で以下の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(2) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地町民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の町民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう

努めるものとする。

(1) 町民に対する広報等の方法

ア 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における町民懇談会等によって、一般町民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする町民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示等の避難情報、緊急避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民への広報を実施する。特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況等について広報する。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・ 被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・ 被災者の居所 ・ 被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・ 被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・ 被災者の職場の関係者その他の関係者	・ 被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・ 被災者の知人その他の被災者の安否情報	・ 被災者について保有している安

を必要とすることが相当であると認められる者	否情報の有無
-----------------------	--------

- エ 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。
- (2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応
- 町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、次のとおりとする。

1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (6) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2 町の実施する応急措置

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町の地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

3 警戒区域の設定

- (1) 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 消防吏員又は消防団員(消防法第28条・第36条)

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命

- じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- (3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）
 水防上、緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。
- (4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）
 ア 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
 イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
 ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）
 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第5節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

1 災害派遣要請に係る派遣要請権者

- (1) 知事（胆振総合振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。
 この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。
 また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。
 ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間
 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。
ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続を行なうものとする。
- (4) 受入体制
町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。
- (5) 調整
知事（胆振総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。
- (6) 次の経費は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとし、その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
また、派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ くみ取料
- (7) 派遣部隊の撤収要請
町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって胆振総合振興局長に対しその旨を報告するものとする。
ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で依頼し、その後文書を提出する。

3 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊との連携強化

- (1) 連絡体制の確立
町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。
- (2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

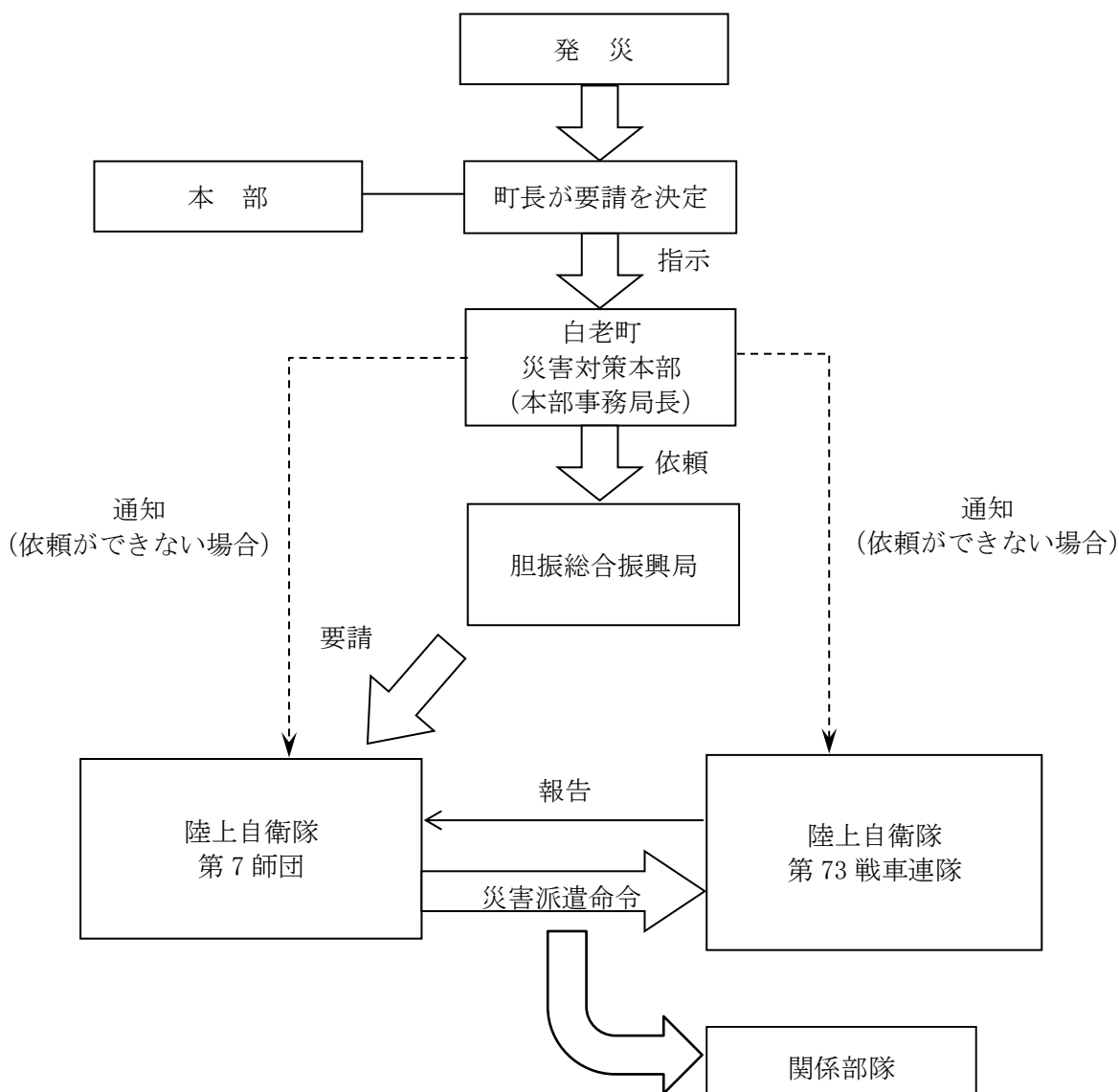
5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 町民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 町民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第76条の3第3項)

【自衛隊災害派遣手続フロー】



※町長は、緊急時は直接第7師団、又は第73戦車連隊に通知できる。

第6節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「白老町災害時受援計画」による。

1 国、道、市町村間の応援・受援活動

(1) 応援協定による応援

町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

協定名	締結年月日	相手方
災害時広域相互応援に関する協定	H8. 4. 1	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町
災害時における相互応援協定	H8. 5. 28	登別市
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H20. 6. 10	北海道、北海道市長会、北海道町村会

ア 応援の種類

- (ア) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又は斡旋
- (イ) 救援・救助活動に必要な車両等の提供又は斡旋
- (ウ) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資器材の提供又は斡旋
- (エ) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (オ) 児童・生徒の受入れ
- (カ) 被災者に対する住宅の提供
- (キ) ボランティアの斡旋
- (ク) その他要請のあった事項

(2) 基本法による応援

- ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（胆振総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（胆振総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- ウ 知事（胆振総合振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防機関

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

協定名	締結年月日	相手方
北海道広域消防相互応援協定	H3. 2. 13	道内の消防本部

- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第7節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

道内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

2 ヘリコプター等の活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

3 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

- (1) 離着陸場の確保
安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。
- (2) 安全対策
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第8節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元町民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

- (1) 北海道警察
被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。
- (2) 室蘭海上保安部
海上における遭難者の救助救出を実施する。
- (3) 北海道
道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等

防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(4) 町(消防機関)

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 海上における救助救出活動

室蘭海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び第一管区海上保安本部と連携して航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第9節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1 基本方針

(1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

(2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

(4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 助産救護

オ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

カ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

(5) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

(6) 災害派遣精神医療チーム（DPA T）の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者に対する精神科医療
- イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

2 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会は、道又は町の要請に基づき、救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。
- (3) 町、保健所、苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会は、迅速かつ的確な医療を提供するため、医療機関等から以下の事項について情報収集を行うものとする。
 - ア 医療機関の施設・設備の被害状況
 - イ 負傷者等の状況
 - ウ 診療（施設）機能の稼働状況
 - エ 医療従事者の確保状況
 - オ 救護所の設置状況
 - カ 救護所及び医療機関への交通状況
 - キ 衣料品、医療資機材等の需給状況
- (4) 町は、必要に応じて、指定避難所等に救護所を設置するものとし、開設したときは、速やかに設置場所及び負傷者数等の情報を、次の機関に通知するものとする。
 - ア 町消防本部
 - イ 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（苫小牧保健所）
 - ウ 苫小牧市医師会
 - エ 苫小牧歯科医師会
 - オ 苫小牧警察署
- (5) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、苫小牧市医師会及び苫小牧歯科医師会等の関係機関と協力し、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 輸送体制の確保

- (1) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）
救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
- (2) 重症患者等
重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。
ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。
なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

4 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第 10 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫対策は、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、次のとおり具体的な確立を図る。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号（以下「感染症法」という。））に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を、知事の指示に従い実施する。
- (2) 保健所長の指導のもと、集団避難所等において町民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

- (1) 防疫班の編成
 - ア 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
 - イ 防疫班は、おおむね衛生技術者 1 名、事務職員 1 名、作業員 2～3 名をもって編成するものとする。

3 感染症の予防

- (1) 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。
 - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
 - ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
 - エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
 - オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）
- (2) 予防接種
町長は、知事が感染症予防上必要と認めるとき、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。
- (3) 清潔方法
町は道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。なお、家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとする。
 - ア ごみ
収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定するところによる。
 - イ し尿
し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。
- (4) 消毒方法
町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 16 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。
- (5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(6) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

4 避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣類等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう、指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第11節 災害警備計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備の実施については、次に定めるところによる。

1 災害警備の実施

苫小牧警察署及び室蘭海上保安部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を他の防災関係機関と協力して実施する。

2 苫小牧警察署の措置

苫小牧警察署は、北海道警察本部及び関係機関と密接な連携のもとに災害警備の諸対策を推進するほか、大型台風の来襲、大雨、暴風等のため災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、早期に警戒体制を確立して町民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持する任にあたる。

(1) 災害警備本部の設置

災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて北海道警察本部の定めるところにより、苫小牧警察署に災害警備本部を設置する。

(2) 応急対策の実施

災害警備本部は、町民の避難救出、交通対策、行方不明者等の捜索等について、それぞれの節に定めるところにより、町本部並びに関係機関と密接な連携を図りながら迅速に応急対策を実施するものとする。

(3) 防犯対策の実施

ア 犯罪の未然防止

関係行政機関との情報交換を行い、町民避難後の住宅密集地域、避難場所、避難所、

金融機関、及び支援物資集積所等の防犯対象地域・施設において、各種犯罪の発生状況又は不審情報を収集・分析し、重点的に警ら警戒及び広報を強化し、犯罪の未然防止に努めるものとする。

イ 不法行為の取締及び各種相談活動

被災地の混乱に乗じた盗犯、暴利販売等の悪質消費生活事犯及び集団による不法行為について、取締りを強化するものとする。

また、災害発生時の混乱の中で多数予想される迷子、行方不明者等に対処し、行方不明者相談所を開設するなど、犯罪の予防及び防犯相談を行うものとする。

ウ 地域防犯団体等に対する指導・支援

地域の町内会及び各種の防犯団体等が自主的に行う警戒、防犯及び補導活動に対して、積極的に指導、支援を行うものとする。

3 室蘭海上保安部の措置

室蘭海上保安部は、災害が発生した場合、又は災害が発生する恐れがある場合は、第一管区海上保安本部及び関係機関との密接な連携のもと、海上における災害の発生防止のため、早期に警戒態勢を確立して、町民の生命、身体及び財産を保護し、海上における安全と秩序を維持する任にあたる。

具体的には、必要に応じて巡視船艇を白老港及び周辺海域に出動させ、及び海上保安官を臨港地区に派遣する等の措置をとり、船舶の避難及び安全航行、危険施設の調査及び警戒、海上犯罪の予防・取締り等を実施するものとする。

第12節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

(1) 北海道警察（苫小牧警察署）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 第一管区海上保安本部（室蘭海上保安部）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

(3) 北海道開発局（室蘭開発建設部）

国道及び高速道路の（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

- (4) 東日本高速道路株式会社北海道支社（北広島管理事務所）
東日本高速道路が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。
- (5) 北海道（胆振総合振興局）
ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保につとめるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。
- (6) 町（消防機関）
ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
イ 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (7) 自衛隊
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはない時に次の措置をとることができる。
ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

- (1) 道路交通網の実態把握
災害が発生した場合、道路管理者及び苫小牧警察署は、相互に緊密な連携を図るとともに、消防本部その他関係機関の協力を得て、次の事項を中心に町内の幹線道路、橋梁、高架橋等の被害状況及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。
ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
イ 迂回道路設定の可否及び可の場合の路線名、分岐点及び合流点
ウ 交通混雑の状況及び通行の禁止又は制限を実施する必要性の有無
エ 被害道路の応急復旧の見通し
オ その他参考となるべき事項
- (2) 被害道路の応急復旧等の措置
道路管理者は、その管理に係る道路で災害が発生した場合は、苫小牧警察署その他の関係機関に連絡するとともに、道路の警戒、必要に応じて交通の規制、制限、迂回路の指示等を実施し、直ちに応急復旧工事に着手、又は道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去する等、道路の啓開に努めるものとする。
- (3) 被害道路等の交通規制の実施方法
道路管理者及び苫小牧警察署の被害道路の交通規制は、次の方法により実施するものと

する。

ア 道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示により行う。

(4) 関係機関への連携及び町民に対する広報

道路管理者及び苫小牧警察署が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、町本部及び関係機関に連絡するとともに、報道機関等の協力を得て町民に対する広報の徹底を図るものとする。

3 海上交通の確保

室蘭海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずる恐れがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。

(4) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(5) 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4 緊急輸送のための交通規制

苫小牧警察署は、災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要と認める場合には、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 道路管理者への通知

苫小牧警察署は、緊急輸送のための交通規制を実施しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。

なお、緊急を要する場合であらかじめ通知できないときは、事後直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続等

ア 確認場所

基本法施行令第33条の規定に基づき知事又は道公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務は、車両の使用者の申出により、胆振総合振興局、苫小牧警察署及び交通検問所で行う。

イ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた緊急通行車両の使用者は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。

ウ 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の実施に必要な主に、次の業務に従事する車両とする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防、道路維持、電気、ガス、水道その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項。
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (3) 通行禁止又は制限から除外する車両

苫小牧警察署長は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両及び公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、車両の使用者の申出により規制対象除外車両の確認を行い、通行を認めることができる。

 - ア 確認場所

苫小牧警察署及び交通検問所で行う。
 - イ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両に「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付するものとし、交付を受けた除外車両の使用人は、当該車両の前面に標章を掲示するとともに、証明書を携帯するものとする。
 - ウ 規制対象除外車両の範囲
 - (ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中のもの。
 - (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中のもの。
 - (ウ) 他の都府県公安委員会又は知事の証明書及び標章の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中のもの。
 - (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。
 - a 道路維持作業自動車
 - b 通学通園バス
 - c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
 - d 指定（地方）行政機関、北海道、白老町、指定（地方）公共機関の職員が、それぞれの機関が定める災害応急対策のための職員非常招集基準等に基づき、非常参集のために使用中の車両
 - e 電報の配達のため使用する車両
 - f 廃棄物の収集に使用する車両
 - g 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
 - h その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

- (1) 苫小牧警察署は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第13節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、次に定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の

保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 輸送の方法・手段

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関（基本法第50条第2項）が保有する車両、船舶、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

(1) 道路輸送

ア 緊急輸送路の確保

(ア) 輸送路の決定

町本部は、道路の被災情報等に基づき、物資等の輸送路を決定し、道路管理者及び苫小牧警察署並びにその他関係機関に連絡するものとする。

(イ) 交通規制及び啓開

各道路管理者及び苫小牧警察署は、本部からの連絡に基づき、本章第12節交通応急対策計画（P57）に定めるところにより、必要に応じて輸送のための幹線道路の交通規制を実施し、及び障害物等を除去する等啓開に努め、緊急輸送路の確保を図るものとする。

イ 輸送車両の確保

道路輸送に必要な車両は、次により確保又は調達する。

(ア) 町保有車両の集中管理

各担当部局で保有している車両（消防車両を除く）は、原則として町災害対策本部（本部事務局）が集中管理を行い、効率的に運行するものとする。

(イ) 他の機関及び民間車両の調達

町災害対策本部は、町保有車両のみでは必要とする輸送ができないときは、次により調達を行うものとする。

a 北海道及び指定（地方）行政機関の保有している車両の応援要請

b 道が一般社団法人北海道トラック協会との間で締結している「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定」（資料編に掲載）による道を介した輸送力の借上げ

c 道が北海道地区レンタカー協会連合会との間で締結している「災害時における輸送車両提供の協力に関する協定」（資料編に掲載）による輸送力の借上げ

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

(2) 鉄道輸送

一部の輸送道路が使用できない場合は、JR室蘭本線において、旅客車両又は貨物車両を調達して輸送し、輸送の確保に努める。

(3) 海上輸送

国道や鉄道等が不通となり、陸上輸送ができない場合は、白老港を使用し、船舶により物資等の輸送を確保するように努める。

(4) 航空輸送

傷病者の緊急搬送、救助物資の調達・配送等で航空輸送の必要が生じたときは、次によりヘリコプターの出動を要請する。なお、町の指定離着陸場は資料編に掲載する。

ア 道に対して、消防防災ヘリコプターの出動要請（北海道消防防災ヘリコプター応援協定は、資料編に掲載）

イ 道を通じて陸上自衛隊第7師団へヘリコプターの災害派遣要請

ウ 苫小牧警察署を通じて北海道警察本部へヘリコプターの災害派遣要請

エ 道を通じて第一管区海上保安本部へヘリコプターの災害派遣要請

2 輸送の範囲

(1) 輸送の対象となる応急救助対策等

ア 被災者の避難

- イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 救助用物資の供給
 - カ 遺体の捜索及び処理
 - キ 応急対策用資機材及び応急対策要員の輸送
 - ク その他本部が行う輸送
- (2) 費用の限度額
救助法が適用された場合は、その定める基準による。

3 緊急輸送業務に従事する車両の確認

緊急輸送業務に従事する車両については、本章第12節交通応急対策計画（P57）に定めるところにより、知事（胆振総合振興局長）又は苫小牧警察署長に対して緊急通行車両の確認の申し出を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

第14節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急作業従事者等に対する食糧の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けた町長が実施し、救助法適用に至らない災害の場合は、救助法の規定に準じて、町長の責任において実施する。

なお、各機関の災害応急作業従事者等に対する食糧の供給は、原則として当該機関の長の責任で実施する。

2 食糧供給の対象者

食糧を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定避難所及び指定緊急避難場所（屋内）に収容された者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 電気、ガス、水道などライフラインの供給が停止し、炊事ができない者

3 供給する食糧

供給品目は、米飯、パン、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

4 供給食糧の調達先

- (1) 町備蓄食糧の放出
- (2) 災害時における応急物資の供給の協力に関する協定の締結先の店舗
本編第1章第3節物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画（P25）参照。
- (3) その他製パン業者等に対する委託製造

5 米飯の炊き出し

炊き出しは、食糧を供給すべき期間がある程度長期にわたることが予想される場合に、実施する。

- (1) 炊き出し施設
原則として、町食育防災センター及び調理施設のある公共施設において実施する。
ただし、電気等が断絶して利用できない場合は、プロパンガス等を調達し、又は自衛隊の災害派遣による野外炊具での調理実施等により、各避難所において実施する。
- (2) 炊き出し従事者

町職員、町内会（自主防災組織）、白老町婦人団体連絡協議会、白老町婦人赤十字奉仕団、白老町女性防火クラブ連合会及びボランティア等の協力を得て確保する。

(3) 炊き出しが困難等の場合の措置

町において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

6 供給の期間

原則として、発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打切ることが困難な状況である場合は、知事（厚生労働大臣）に期間の延長を申請するものとする。

7 費用の限度

救助法に定める基準による。

第15節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域町民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 被害の区分と給水方法

(1) 被害状況に対応した給水方法

災害区分	被害状況	給水方法	備考
部分的な断水 又は復旧が当日内に完了できるもの	配給水管等折損	復旧のため最小限の断水区域を設定し運搬給水をする	
	配水池の附属設備故障	一部を他配水系統に切換え運搬給水をする	流入・流出管等折損
	赤水等の発生	配水管洗浄作業、長時間の場合運搬給水をする	
	配水本管折損	配水系統変更し、断水区域に運搬給水	管洗浄作業含む

災害区分	被害状況	給水方法	備考
地区単位の断水、給水制限又は復旧に長時間を必要とするもの	配水池使用不能	配水系統変更、給水制限、断水区域には運搬給水	構造物が一部破損し、配水池内汚濁した場合
	浄水場1か所、若しくは一部機能停止	他の送水系統に切換え、給水制限、断水区域には運搬給水	
複数以上の地区での断水、給水制限又は復旧に長時間を必要とするもの	配水系統内の本管が使用不能	拠点給水と運搬給水	消火栓、緊急貯水槽等利用
	浄水場機能停止、使用不能	拠点給水と運搬給水	他の機関の応援を必要とする
	配水池使用不能	拠点給水と運搬給水	
上記の災害より規模が大きいもの	同上	避難場所に運搬給水。町民を保護する公共施設、病院等への優先給水	他の機関の応援を必要とする

(2) 災害発生時の施設総点検

町は、台風や豪雨により災害が発生したときは、水源、浄水場及び配水池のうち無人の施設について、直ちに職員を派遣して被害の状況を点検させるものとし、導水管、送水管及び配水管等の被害状況を勘案して、必要な措置をとるものとする。

3 応急給水

災害のため断水したとき、町は、現有機器材、職員の総力をあげ給水業務に従事するとともに、必要に応じて、関係機関（日本水道協会、自衛隊、管工事業者等）の応援を得て、応急給水業務に万全を期する。

(1) 給水対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができないもの。

(2) 給水量

1人1日3リットルを目途とする。

(3) 給水方法

町民及び施設等への給水は、次の方法による。

ア 運搬給水

運搬用給水タンクを車両に積載し給水を行う。

運搬給水車には、上下水道課保有タンク、容器及び給水車に代用できる散水車、消防タンク車等も含む。

イ 医療機関・避難所等への給水

町内医療機関、公共施設又は避難所等への給水は、施設の受水槽へ給水車で行う。

(4) 町民に対する周知

応急給水を実施するにあたっては、給水拠点に看板の設置、広報車の巡回、地元町内会等への文書配布等により、次の内容を地域町民に周知する。

ア 運搬給水車で給水する旨、又は給水拠点の設置場所及び応急給水方法

イ 水道施設の被害の状況及び復旧見込み

ウ 給水以外の水を利用する場合の注意事項、その他必要な事項

4 応急復旧

災害により水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 現場の事故発生状況を確認し閉止するバルブ位置を特定し、速やかにバルブを閉止後、復旧方法について協議を行い、復旧方法を決定する。
- (3) 要員及び資材等の確保等、復旧体制を確立する。
- (4) 被害状況により、日本水道協会北海道地方支部、町内の管工事業者、メーカーへ支援を要請する。

5 水質の保全

災害時は、衛生的環境が悪化するおそれがあるので、水道水についても関係官庁の協力のもとに水質検査を強化するとともに、必要に応じ塩素の注入量を増加するなど水質の保全に万全を期する。

なお、次の事項については、特に遺漏のないよう留意する。

- (1) 運搬給水用具
運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄消毒を行う。
- (2) 応急復旧後の水質検査
配水管路の破損個所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行う。
- (3) 生水の煮沸飲用
被災地での生水飲用は、水質の安全が確認されるまでの間は、煮沸飲用の周知徹底を図る。

6 外部応援要請

災害の発生及び復旧状況などにより、必要に応じて日本水道協会北海道地方支部との防災協定に基づき、又は町内の管工事業者へ人員、資機材の派遣を要請して応急復旧を行う。（協定書を資料編に掲載）

この場合、町は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。

外部の応援隊は、町の水道班の指揮下に入るものとし、あわせて本町の職員を適切に配置して、応援の誘導、指揮、監督等を行う。

第16節 衣料、生活必需品物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給の計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

- (1) 物資の調達、輸送
 - ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
 - イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
 - ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 給（貸）与の対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者、かつ被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者で、直ちに日常生活を営むことが困難である

者とする。〔給（貸）与は、世帯単位で行う。〕

3 給（貸）与物資の調達先

- (1) 町備蓄物資の放出
- (2) 「災害時における応急物資の供給の協力に関する協定」の締結先の店舗
- (3) 災害義援物資として提供を受けたもの。

4 給（貸）与対象世帯の把握等

町は、世帯別の被害状況を把握し、配分計画を立てて、発災日から努めて早期に給（貸）与を完了するものとする。

5 給（貸）与物資の種類及び品目

原則として、次の8種類とし、個々の品目は例示であり、実態に応じて他の品目でも差しえない。

給（貸）与物資の種類及び品目

種類	品目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団、枕等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等（既製品に限る。）
肌 着	シャツ、パンツ等の下着類
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等の類
炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の類
食 器	茶碗、皿、箸等の類
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ、バケツ、トイレトペーパー等の類
光熱材料	マッチ、ロウソク、プロパンガス等の類

6 給（貸）与費用の限度

救助法に定める基準による。

第17節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握する。
- (2) 町内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 地域の協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう、連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

町は、石油類燃料の確保を図るものとし、災害時における石油類燃料の供給に関する協定

により白老町石油事業協同組合に協力を要請するとともに、状況により、関係機関等を通じて他地区の卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第18節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、北海道地域防災計画に定めるところによる。

第19節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、北海道地域防災計画に定めるところによる。

第20節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、次に定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に努める。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 町民への広報活動を行う。

(2) 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害により下水道施設が破壊された場合は、その緊急度、復旧工法及び所要時間を勘案し、かつ効果的に応急復旧を行う。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により、他市町村、日本下水道事業団、メーカー、維持管理委託業者等への支援を要請する。
- エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- カ 町民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の生活排水に関する不安解消に努める。

第21節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、次に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象

豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

波浪

津波

山崩れ

地滑り

土石流

崖崩れ

火山噴火

落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞

堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害

砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

岸壁・物揚場の倒壊及び陥没

航路・泊地の埋没

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は町民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により上記ア及びイに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第2節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の実施

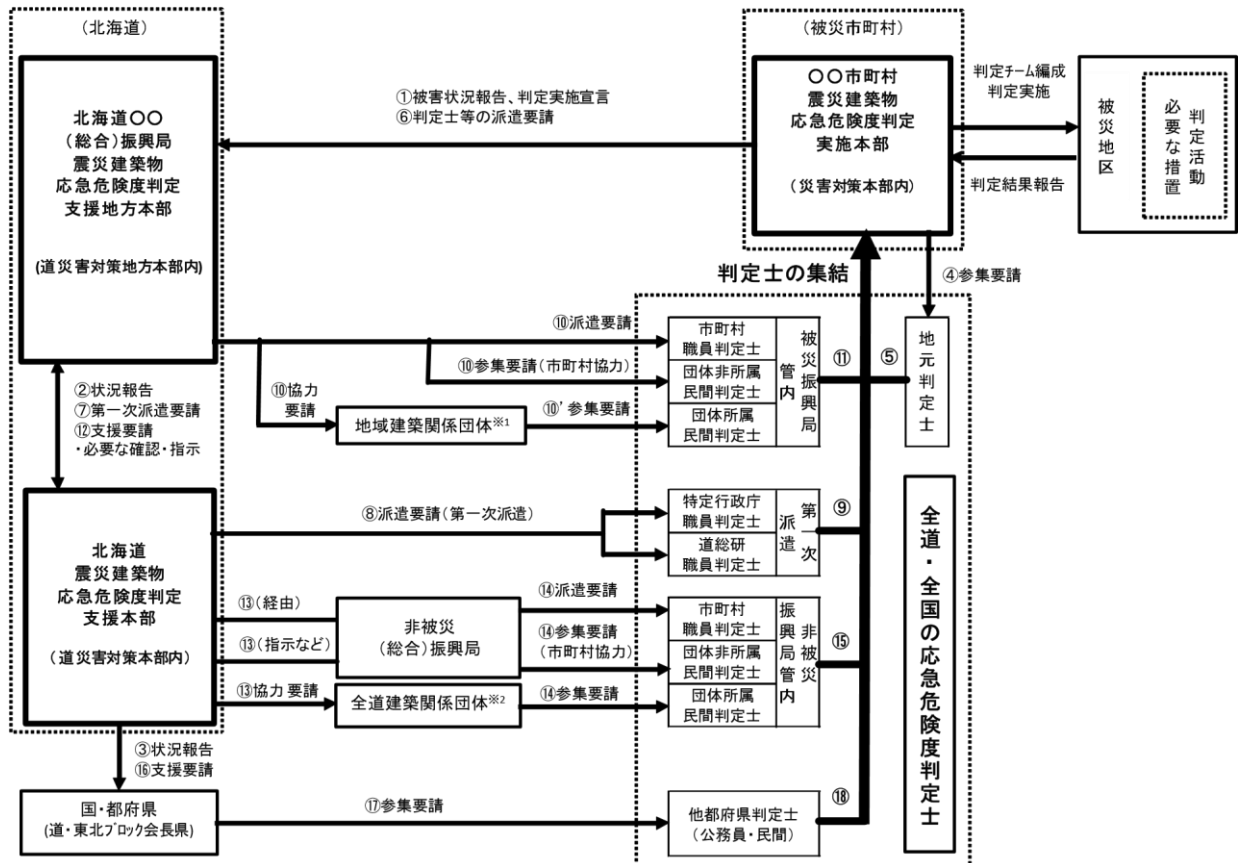
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。



- ※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会○○支部）
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

2 基本的事項

（1）判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

（2）判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

（3）判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

- ア 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- イ 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- ウ 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

（4）判定の効力

行政機関による情報の提供である。

（5）判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

（1）基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

（2）実施主体及び実施方法

ア 町及び北海道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。廃棄物処理業者関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を

活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図る。

（1）危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。また、必要に応じて、判定士等の派遣等に関して、知事へ支援を要請するものとする。

（2）判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

（3）危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

ア 宅地に係る被害情報の収集

イ 判定実施計画の作成

ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応

オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

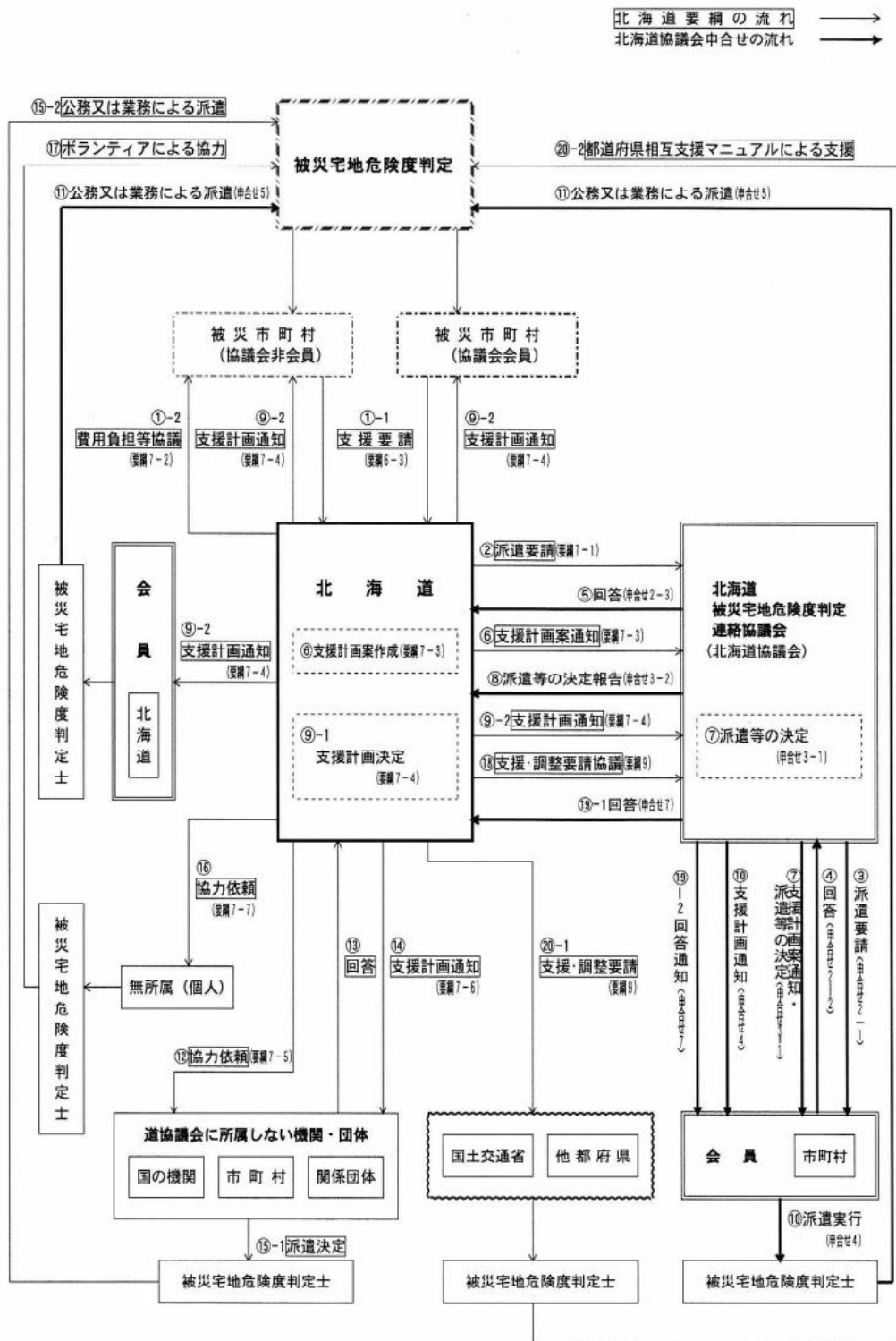
（4）事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

ア 道と市町村は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

イ 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地の危険度判定実施のフロー



第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する建設型応急住宅の供与、住宅の応急修理については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅の提供又は斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

また、町営住宅の空室を優先的に提供するとともに、近隣市町村の公営住宅への入居についても協力を要請するものとする。

さらに、民間賃貸住宅の活用について、北海道や関係団体等と連携を図るものとする。

(3) 救助法適用後の実施責任者

ア 救助法を適用し、建設型応急住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

イ 町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

ウ 町長が建設型応急住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

(4) 建設型応急住宅の建設

公営住宅への入居可能戸数が不足する場合は、建設型応急住宅を建設するものとする。

ア 入居対象者

次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する仮住家がない者であること。

(ウ) 自己の資力では住家を確保することができない者であること。

イ 建設戸数

全壊及び流失等の被害状況により、必要な戸数を知事に要請する。

ウ 建設地

建築場所の決定に当たっては、被災者が相当期間居住することから、建設戸数から判断した用地面積、及び交通の利便性、飲料水・電気などの供給が容易である等の立地条件を考慮して、次の順序で選定する。

(ア) 未利用町有地

(イ) 未利用国有地・道有地の借上げ

(ウ) 未利用民有地の借上げ

(エ) 公共用地（公園、グラウンド等の公共空地）

エ 建設規模及び工事費の限度額

救助法の規定による。

オ 着工期間

原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

カ 入居者の選定及び供与期間

(ア) 入居者の選定

a 生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高いものより順次選ぶものとする。

- b 入居者の選考に当たっては、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等被災者の資力、その他の生活状況を調査の上、決定する。
 - (イ) 供与期間
 - 原則として、建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とする。
 - キ 資材等の調達
 - 建設型応急住宅建設資材、暖房用燃料等は、関係業者から調達する。調達が困難なときは、道に斡旋を依頼する。
 - ク 運営管理
 - 建設型応急住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。
 - (5) 平常時の規制の適用除外措置
 - 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は建設型応急住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は建設型応急住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。
 - (6) 被災住宅に対する対策
 - ア 住宅の応急修理
 - 半壊、一部損壊等の住宅のうち、応急修理によって最小限の日常生活が可能である住宅について自己の資力では修理ができない者に対し救助法を適用して、居室、炊事場、便所等、必要最小限の応急修理を実施する。
 - イ 相談窓口の設置
 - 被災住宅の復旧に関する技術的指導及び制度融資等の相談を行うため、相談窓口を設置する。

第25節 障害物除去計画

災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木及び倒壊物、飛来物等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる素地事項については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去
 - 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
 - なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。
- (2) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去
 - 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。
- (3) 海上で障害を及ぼしているものの除去
 - 海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次の

とおりである。

- (1) 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) 港湾区域における障害物の除去は、船舶航行の安全を確保するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し、集積するものとする。
- (2) 町は、北海道財務局、道および他市町村と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合、並びに社会教育施設、史跡・文化財の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 学校管理者等
 - ア 防災上必要な体制の整備
災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。
 - イ 平時における児童生徒等の安全確保
在校中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。
 - ウ 災害時における児童生徒等の安全確保
 - (ア) 教育委員会
 - a 大雨、暴風等の被害の発生のおそれがある場合は、気象情報を収集し、直ちに学校長に伝達する。
 - b 学校長から臨時休校又は授業の打ち切り等の決定を受けたときは、町長に報告する。また、報道機関に対して報道を依頼し、保護者等への周知を図る。
 - c 学校長との連絡を密にして、在校中の児童・生徒の下校時の安全措置に万全を期する。
 - d 災害発生時には、学校長から児童・生徒の被災状況について情報を収集するとともに、必要な応急措置を実施する。
 - (イ) 小・中学校
学校長は、学校防災計画に定めるところにより、児童・生徒の安全確保対策に必要

な応急措置を実施する。

- a 児童・生徒の登校前に臨時休校を決定したときは、速やかに保護者に連絡する。
- b 授業時間中に授業の打ち切りを決定した場合、児童・生徒の下校措置については、地域の状況等を調査・勘案し、保護者への引き渡し、又は地域ごとに教諭が引率する集団下校措置をとる等適切に判断し、児童・生徒の安全措置に万全を期する。
- c 災害発生時には、児童・生徒の被災状況について調査して教育委員会に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

エ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

オ 備品

救助法を適用した場合の児童生徒等に対する教科書、文房具等の供与は町長が知事の委任により実施する。

2 応急対象実施計画

教育委員会及び学校長は、被害の規模に対応した計画により、できるだけ早く授業の再開に努めるものとする。

(1) 学校施設の応急修理

教育委員会は、災害により校舎に被害が発生したときは、被害の程度により、応急修理で対応が可能な場合は直ちに修理を実施して機能の確保に努めるものとする。

なお、復旧については、本編第3章災害復旧・被災者援護計画(P88)に定める。

(2) 校舎の被害状況に対応した応急教育体制

ア 校舎の被害が比較的軽微の場合

家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討するとともに、必要な応急修理を実施して平常授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大な場合

家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討するとともに、残存した校舎のうち安全な施設を使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがある場合

臨時休校の措置をとり、その期間は、家庭又は地域の集会施設等を利用した地域ごとの応急教育の実施、若しくは家庭訪問により学習内容の指導を行うとともに、家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用についても検討する。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要する場合

(ア) 北海道教育庁と協議してプレハブ仮設校舎及び仮運動場の建築を検討する。

(イ) 当該学校の近隣の小・中学校の校舎等又は最寄りの公共施設等を利用し、学級合併授業及び二部授業を行う。

(ウ) 児童・生徒等が個別に一時居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させる。この場合、町外であるときは、当該教育委員会へ受入れ協力を要請する。

(エ) 家庭等におけるタブレット端末を活用したオンライン授業の活用を検討する。

(3) 教育の要領

ア 特別教育計画

各学校の災害の状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施ができない場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう配慮する。

イ 特別教育計画による授業の実施にあたって留意すべき事項

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の負担にならないよう配慮する。

(イ) 教育活動の場所が学校施設以外の場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全に留意する。

(ウ) 通学路その他校下の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導す

る。（集団登下校の実施及び地域町民、PTA、保護者等への協力要請等）

(エ) 学校が避難所に充当された場合には、特に児童・生徒の指導・管理に注意するとともに、避難者収容が授業の支障とならないよう配慮する。

(オ) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童・生徒に生じやすい心理的な障害に十分対応できるよう配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員の動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理するものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして、消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に避難者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒等を行う。

エ 必要に応じて、児童生徒の健康診断を実施すること。

3 社会教育施設の応急措置

社会教育施設の管理者は、開館中に風水害等に係る警報が発表された場合、又は災害が発生した場合は、人命の安全確保及び施設・設備等の保全を図るとともに、必要な応急対策を実施し、被害の軽減に努めるものとする。

主な留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者の安全確保

災害発生直後は、施設への入館者及び利用者等の安全確保を第一として避難誘導に努めること。

(2) 負傷者等の確認

入館者、利用者及び勤務職員の負傷の有無を確認し、負傷者がいる場合は、応急手当てを行い、必要に応じて医療機関への移送を図ること。

(3) 情報の収集

ラジオ、テレビ等報道機関の気象・災害情報を収集するとともに、教育委員会との緊密な連絡を図り、最新情報の把握に努めること。

(4) 被害状況の調査・報告

速やかに人的被害及び施設・設備被害を調査し、教育委員会に報告するとともに必要な指示を受けること。

(5) 避難所となった場合の措置

施設が避難所となった場合は、町職員、地域の町内会（自主防災組織）及び避難者と連携して、避難所の管理・運営に協力するものとする。

4 史跡・文化財の応急対策

町は、災害発生後速やかに史跡及び文化財等の被害調査を実施し、復旧計画等必要な対策をするものとする。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 町長が実施する。（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
- 苫小牧警察署
 - 室蘭海上保安部

2 実施の方法

- (1) 行方不明者の捜索
- ア 捜索の対象
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
 - イ 捜索の実施
町長が、苫小牧警察署及び室蘭海上保安部等に協力を要請し捜索を実施する。
この場合、町長は被災の状況及び行方不明者数が多数である等のため、必要と認めたときは、知事（胆振総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
 - ウ 行方不明者を発見した場合の措置
行方不明者を発見したときは、警察官に届け出るとともに、身元が判明しているときは、遺族等に連絡するものとする。
- (2) 遺体の処理
- ア 対象者
災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。
 - イ 処理の範囲
(ア) 遺体の処置洗浄、縫合、消毒等の処理。
(イ) 町は、遺体の一時保存身元識別に時間を要し、又、死亡者が多数のため短時間に死体見分・検案ができない等の場合は、遺体を町内の寺院、公共施設又は公園等に天幕を設置して、安置する。
(ウ) 検案
(エ) 死体見分（苫小牧警察、室蘭海上保安部）
 - ウ 安置場所の確保
町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。
- (3) 遺体の埋葬
- ア 対象者
災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体
 - イ 埋葬の方法
(ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
(イ) 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

3 費用の限度額

救助法に定める基準による。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町からの広域要請及び把握した被災状況等に基づき広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を依頼するなど、広域火葬に係る調整を行う。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を、定めることができることに留意する。

6 北海道と企業との協力協定

北海道は、救助法の適用があった災害において、同法に基づき埋葬の委任を受けた町の業務を支援する協定を、次のとおり締結している。

道と各団体との協定

協 定 名	締結年月日	相手方	葬祭用品の範囲
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H14. 3. 29	北海道葬祭業協同組合	・内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・骨つぼ等その他必要な事項
災害時における葬祭用品の供給に関する協定	H17. 11. 1	社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	・内張り棺（衣装、納棺セット等を含む） ・骨つぼ等その他必要な事項

第 2 8 節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては、次に定めるところによる。

1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 家庭動物等の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広

報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、次に定めるところによる。

1 実施責任

町長

2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとする。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法(預託、附添等)

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、次に定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、北海道災害廃棄物処理計画や白老町ごみ処理基本計画に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第24節障害物除去計画(P74)によるものとする。

1 実施責任

(1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行うものであるが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が実施するものとする。

2 被害状況の調査

(1) 調査体制

災害発生後速やかに被害状況を把握して処理を実施するため、調査地域、対象施設、設備及び調査担当者を明確にした調査体制を整備する。

(2) 被害状況の集計・報告

廃棄物処理施設等の被害状況を早急に調査・集計して被害状況報告書を作成し、町災害対策本部事務局に提出する。

3 ごみ処理計画

(1) 収集・処理対策等の樹立

各地区別の被害状況を速やかに把握してごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬対策を樹立する。

なお、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町及び西いぶり広域連合との間で「廃棄物処理に係る相互支援協定」及び苫小牧市、登別市との間で「一般廃棄物処理に係る相互支援等実施に関する協定書」を取り交わしており、災害時の一般廃棄物処理にあたって処理施設の相互使用を定めている。

(2) 人員・車両等の確保

ごみ収集・運搬の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、ごみ処理施設の処理能力を超える排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。

(3) 臨時収集場所の指定

地区町民等が道路上に廃棄物を出し、交通の妨げとならないよう周知するとともに、道路上の障害物等により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し、搬入等の協力を求める。

(4) 生ごみ等の早期処理

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫・衛生管理上、できる限り早急に収集運搬が行われるよう、その体制を確立する。

(5) 災害廃棄物等の処理

損害家屋の災害廃棄物については、原則として罹災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、罹災者が対応することが困難な場合、及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集を行う。

(6) 暫定堆積場所の確保

災害時には、粗大ごみ、不燃性廃棄物が大量に出されるが、一時に処分場への大量搬入はその処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処分場への搬入ができない場合が考えられるため、町は、必要により生活環境や環境保全に支障のない場所に暫定的に堆積できる場所を確保する。

(7) ごみ袋等の配布

ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布する。

4 し尿処理計画

(1) し尿処理対策の樹立

倒壊家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上できる限り早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿前処理施設の臨時点検等を行って処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処理対策を樹立する。

(2) 人員・車両等の確保

し尿前処理の実施に必要な人員、車両及び機材等の確保に努め、又、処理能力を超える排出量が見込まれ、早急に対応する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、断水時に対処するため、平素から浴槽、洗濯機等による汲み置を指導するものとする。

また、断水及び下水道管の破損等により使用できない場合は、地区別に仮設便所を設置する等の対策を講じるものとする。

5 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町村への協力要請を行うものとする。

(2) ごみ収集処理方法

ア ごみ収集車により、生ごみ、一般的なごみの順で収集し、災害の状況によりごみ収集車が不足する場合は、一般車両を調達して早期収集に万全を期する。

イ 処理にあたっては、クリンクルセンター（登別市）を使用することとし、排出量の状況により他の場所に一時堆積し後日焼却する方法、又は埋立処理も検討することとする。

(3) し尿収集処理方法

ア し尿運搬車をもって収集するとともに、必要に応じて消毒薬剤を散布する等衛生面に十分配慮するものとする。

イ 収集したし尿については、速やかに町のし尿前処理施設又は下水処理場に投入するものとする。

6 死亡獣畜処理方法

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場がない場合又は運搬することが困難な場合は、振興局の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所と協議し、臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあつては、1 m以上覆土するものとする。

7 清掃等施設状況

(1) 施設の現況

ア ごみ焼却施設

(ア) 名	称	クリンクルセンター
(イ) 所	在 地	登別市幸町2丁目5番地1
(ウ) 処	理 方 式	全連続燃焼式流動床炉
(エ) 処	理 能 力	123 t / 24 h (61.5 t / 24 h × 2 炉)
(オ) 所	有 (管理者)	登別市

イ 最終処分場

(ア) 名	称	白老町環境衛生センター
(イ) 所	在 地	白老町字白老778番地17
(ウ) 総	面 積	135,700 m ²
(エ) 埋	立 面 積	8,000 m ²
(オ) 全	体 容 量	23,900 m ³
(カ) 埋	立 方 式	準好気性埋立

ウ し尿前処理施設

(ア) 名	称	し尿前処理施設
(イ) 所	在 地	白老町高砂町4丁目439番地先
(ウ) 処	理 能 力	36KL / 日
(エ) 管	理 体 制	委託

(2) 仮設トイレ借り上げ

レンタル会社との協定により借り上げを行うものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害時においては、行政機関、消防機関、消防団、警察、自衛隊、町内会（自主防災組織）、ボランティア等が連携し、総合的な防災力を結集して対処しなければならない。

不特定多数のボランティアが、効率的、効果的な活動ができるように、受入れ体制、活動の調整、事前の登録・育成等の連携強化に努めるものとする。

1 ボランティア団体・NPO等の協力

町及び防災関係機関は、災害応急対策の実施にあたって、社会福祉協議会、各種ボランティア団体・NPO及び個人ボランティア等からの申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

(1) 自主運営

災害時におけるボランティアの受入れ及び調整・運営については、ボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア（団体）、NPO、日赤奉仕団、社会福祉協議会等が連携し、原則として自主運営とする。

(2) 町及び防災関係機関の支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動の拠点として公共施設等の場所を提供し、町及び防災関係機関は、被災状況及びボランティアニーズ等の情報を提供するなど、側面支援を行うものとする。

(3) ボランティア保険

ボランティアの受入れにあたっては、必ずボランティア保険の加入の有無について調査し、未加入者については、その場で加入の手続きを行うものとする。

なお、保険料については、災害の規模等を勘案の上、公費負担とすることも検討する。

3 ボランティア団体・NPO等の活動の内容

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりである。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難所の管理、運営の補助
- ウ 炊出し、食糧の配給、給水その他の救助活動
- エ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- オ 清掃活動及び防疫活動
- カ 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- キ 被災建築物の応急危険度判定
- ク 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ケ 災害応急対策事務の補助
- コ 救急・救助活動
- サ 医療・救護活動
- シ 外国語通訳
- ス 非常通信
- セ 被災者の心のケア活動
- ソ 被災母子のケア活動
- タ 被災動物の保護・救助活動
- チ ボランティア・コーディネート

4 災害ボランティアセンターの設置及び運営等

(1) 災害ボランティアセンターの設置

災害発生時、町は被災状況及びボランティア参集状況を総合的に勘案して災害ボランティ

- アの需要調整等を行う災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営
災害ボランティアセンターの運営は、町と社会福祉協議会で締結する白老町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定(以下「設置及び運営に関する協定」という。)に基づき、社会福祉協議会がボランティア団体ネットワーク、地元ボランティア(団体)、NPO及び日赤奉仕団等(以下「ボランティア団体等」という。)と連携しながら行うものとする。
 - (3) 町及び防災関係機関の支援
社会福祉協議会が設置及び運営に関する協定に基づき運営する災害ボランティアセンターの施設は町が提供するとともに、町及び防災関係機関は、被災状況及びボランティア参集状況等の状況を社会福祉協議会に提供するなど、災害ボランティアセンターの側面支援を行うものとする。
 - (4) ボランティア活動保険
ボランティア活動保険（天災タイプ）は、事前にそれぞれの居住地の社会福祉協議会（ボランティアセンター）において、ボランティア自身の負担で加入するものとする。

5 ボランティア活動の環境整備

町は、平常時から日本赤十字社胆振地区支部白老分区、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPO等との連携を図り、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する町民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第3 2節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、町長が行う。

2 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難のための労務者
- (2) 医療助産の移送労務者
- (3) 被災者の救出のための機械器具資材の操作の労務者
- (4) 飲料水供給のための運搬労務者
- (5) 遺体の捜索処理のための労務者
- (6) その他災害応急対策のために必要な労務者

3 苫小牧公共職業安定所への要請

公共職業安定所への求人申し込みについては、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 職種別、所要労務員数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要事項

4 賃金及び費用の負担

費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準により、その都度町長が定める。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

1 要請権者

町長

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。
但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ、決定する。
また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

（参考）昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円

60日を超える期間	3,970円	5,140円
-----------	--------	--------

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、次に定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断・責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘要
被害区分 市町村の人口	市町村単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

出典：北海道地域防災計画

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町内における災害が、救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を胆振総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに胆振総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

町長は、災害救助法施行細則（昭和 31 年 10 月 10 日北海道規則第 142 号）により、知事から委任された職種の一部については、救助を実施するものとする。

(1) 救助の種類と実施期間

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工 建設工事完了後 3 ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	分娩の日から 7 日以内
災害にかかった者の救出	3 日以内
住宅の応急修理	1 か月以内
学用品の給与	教科書等 1 か月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
遺体の搜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内

(注 1) 上記のうち、応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理及び障害物の除去に規定する事項の実施については、事前に胆振総合振興局長の承認を受けなければならない。

(注 2) 上記のうち、医療及び助産については、知事から委任された場合に実施する。

(注 3) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 胆振総合振興局長への報告

町長は、前号の救助を実施したときは、直ちに胆振総合振興局長に報告する。

5 救助記録書類の作成

町長は、救助を実施したときは、救助法施行令に基づく厚生労働省の通達等（「災害救助法による救助の実施について」（昭和 40 年 5 月 11 日社施第 99 号））（抜粋を資料編に掲載）に定められた、救助の種類に応じた救助記録書類を作成しておかなければならない。

第 3 5 節 義援金、義援品募集・配分計画

災害による被災者に対し、全国から寄せられる義援金、義援品について、その受入体制並びに配分方法等を定め、確実、公平、迅速に被災者に配分する。

1 義援金受入の周知

町は、義援金の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等）
- (2) 受入窓口

2 義援金の受入れ及び保管

(1) 義援金の受入れ

町は、次により義援金を受け入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援金の管理

義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

3 義援金の配分方法

(1) 義援金の配分の決定

町は、寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し配分を決定する。

ただし、小規模災害に対する義援金の配分については、配分委員会への付議を省略することができる。

(2) 義援金配分委員会の構成

配分委員会は、白老町、白老町議会、白老町社会福祉協議会、日本赤十字社胆振地区白老分区及びその他町長が認める団体の代表者をもって構成する。

4 広域的な災害時の義援金の取扱い

白老町を含む広域的な災害において、全被災地域の義援金を一本化して配分することとなった場合は、本町が受け入れた義援金は当該配分機関に送金するものとする。

5 義援品受入の周知

町は、義援品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、報道機関を通じ、次の事項を公表する。

- (1) 受入を希望する物資及び受入を希望しない物資のリストを公表する。
(需給状況を勘案し、必要に応じ公表リストを改訂する。)
- (2) 送り先はあらかじめ定める集積拠点とする。

6 義援品の受入れ及び保管

町は、次により義援品を受け入れる。

- (1) 受入窓口を開設する。
- (2) 受入要員を事前に確保する。
- (3) 輸送、保管に適した集積場所に保管する。

7 義援品の配分方法

町は、自己調達物資、応援要請物資等を調整し、効果的な配分を決定する。

第3章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に応急復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

北海道、白老町及び防災関係機関並びにその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、速やかに被災した施設の災害復旧を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業は、別に法令の定めるところにより予算の範囲内において実施するが、国、道の負担金又は補助金及び地方債措置のあるものについては、十分にこれを活用して行うものとする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査・把握し、道とも十分協議のうえ、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定が受けられるよう措置して、公共施設等の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (6) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長に消防法による火災原因調査の結果に基づき、行わせることができる。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

- (1) 被災者台帳の作成
 - ア 町長は、町内に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
 - イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - (カ) 援護の実施の状況
 - (キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - (ク) 電話番号その他の連絡先
 - (ケ) 世帯の構成
 - (コ) 罹災証明書の交付の状況
 - (サ) 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに、被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - (シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

- (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
 - ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
 - エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。
 - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、提供に係る台帳情報を利用するとき。
 - イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - (オ) その他台帳情報の提供に関し、町長が必要と認める事項
 - ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。
- ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号（本節 2 (1) イの (ス)）を含めないものとする。